

# 定 款

ユニーグループ・ホールディングス株式会社

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、ユニーグループ・ホールディングス株式会社と称し、英文では、UNY Group Holdings Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理すること及びこれに附帯又は関連する事業を営むことを目的とする。

1. 百貨小売業その他商業及びこれに関連する商品の製造・加工・委託・卸売業
2. 生鮮食料品、加工食料品、冷凍食料品、乳製品、食料油脂、調味料、茶、コーヒー、ココア、飲料水、酒精含有飲料、氷その他飲食料品の製造、加工、仕入、卸売及び販売業
3. 塩・たばこ・郵便切手類・印紙の販売並びに穀物類の加工及び販売業
4. 酒類の販売業
5. 衣料品、寝具類の販売業
6. 装身具、毛皮製品、はき物、雨具類、かばん・袋物類の販売業
7. 時計、眼鏡、貴金属、宝石、喫煙具の販売業
8. 食品用折箱、包装用品、容器の販売業
9. 台所用品、日用雑貨品の製造、加工、卸売及び販売業
10. 家庭用電気製品、通信機器、家具調度品、屋内装飾品、照明器具、精密機器、清掃器具、工作用機器、建設機械の製造、加工、卸売及び販売業
11. 娯楽用品、玩具、運動具、楽器、レコード、テープの製造、加工、卸売及び販売業
12. 紙類、文房具類、事務用機械器具、教育資材の販売業
13. 美術品、銃砲刀剣類の販売及び修理業
14. 医薬品・医薬部外品・医療用具・薬剤・医薬補助品・化粧品・化学工業薬品・ガス類・福祉用具・介護用品及び衛生用品並びに計量器の販売業
15. 自動車、自転車その他車両及びこれらの部品の販売並びに整備業、自動車リース業及びレンタカー業

16. 光学機械器具、写真機械器具材料の販売業
17. 種子類、植物、動物、飼料、肥料、青果物・穀物の生産資材（ビニールハウス鉄骨資材・マルチトンネル等のビニール用品等）、園芸用材料、建築資材の生産・仕入・販売業
18. 前各号の物品の配達、レンタル及び輸出入業
19. 書籍、雑誌、新聞等の印刷物、電子出版物及び映画の企画、開発、製作、輸出入、売買及び賃貸
20. ディーバイディー、シーディーロム、コンパクトディスク、ビデオテープ等のニューメディアを媒体とする映像ソフト、音声ソフト及びレコード、音楽テープ等の録音物の企画、開発、製作、輸出入、売買及び賃貸
21. 各種イベント、講演会、セミナー等の企画、制作、運用及び管理に関する業務
22. 青果物・穀物の栽培技術及び流通技術の開発並びに普及
23. 障害者を対象とする建物・施設・設備の研究・企画開発及びコンサルタント事業
24. 訪問販売業・通信販売業
25. 古物営業
26. 薬局及び診療所の経営
27. 飲食店・興行場・遊技場・映画館・旅館・別荘、宿泊場等の観光施設・プレイガイド・スポーツ施設・文化教室・学習塾・結婚式場・展示会場・駐車場及びガソリンスタンドの所有、管理、運営並びに賃貸借
28. インターネットホームページ等を媒体とする、仮想店舗の経営
29. 給食事業並びに配食事業サービス事業
30. 造園業・農業・水産業・家畜飼育業
31. 揮発油・灯油・潤滑油その他石油製品の販売業及びこれらの製品の販売施設に係る事務委任業務
32. 写真業、印刷・複写業、クリーニング業、棚卸業、塵芥収集業、理容業及び美容業
33. 海外商取引の代理並びに輸出入及びその代理業
34. 一般乗用旅客自動車運送業、自動車の運転代行業、貨物自動車運送業及び旅行業並びにこれらに関する斡旋業及び自動車教習所の紹介
35. 流通業、コンビニエンス・ストアに関する研究、研修、広告宣伝並びに印刷物の発行
36. 広告宣伝業、広告宣伝の情報媒体の販売業、広告代理店業
37. 通信及び情報処理に関する業

38. 物品の輸送及び保管に関する業及び宅配便の委託取次業務
39. フランチャイズ事業によるコンビニエンス・ストア、飲食店の経営に関するサービス業
40. 各種商品・売場のデザインに関わる開発・研究・販売及び開発・研究の受託
41. インターネット等の通信システムを利用した情報の収集、処理及び販売並びに各種情報提供サービス
42. 前号以外の商品・サービスに関する情報の提供
43. コンピュータハードウェア、ソフトウェア及び周辺機器の開発、販売、輸出入及び賃貸並びにその取次業
44. 商品券・ギフト券の発行及び販売
45. ポイントカード・プリペイドカードの発行及び取扱い
46. 各種チケット、当せん金付証券法に基づく当せん金付証券等の売捌及び取次業
47. 著作権、意匠権、商標権、工業所有権等の知的財産権の取得、譲渡、賃貸並びにその代行業務
48. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく損害保険代理業及び生命保険募集業、その他保険媒介代理業、保険サービス業
49. 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理、鑑定、建設、造成及び修理に関する業
50. 厨房・店舗設備、給水・排水設備、空調設備、自動販売機、什器備品その他動産の売買、賃貸、鑑定及び修理に関する業
51. 建築並びに土木の設計監理及び施工
52. 室内及び屋外の装飾・設備工事並びに建設業
53. 市街地開発の企画、立案及び施行
54. 店舗の企画開発及び運営管理業務受託
55. 金銭の貸付、金銭の貸借の媒介及び保証並びにクレジットカード取扱業、ローン提携販売に対する融資並びに割賦購入の斡旋その他金融商品取引業
56. 金銭の清算代行業務及び集金代行業務
57. 金銭債権買取業務及び資産運用・管理並びに企業リスクマネジメントに関する総合コンサルティング業
58. 現金自動預入支払機の導入、設置、運行、保守、管理並びにそれらに係る事務委任業務
59. 各種企業の技術援助、経営指導、業務受託並びに投資及び出資
60. 市場調査の企画・実施及び企画・実施の受託

61. 経営情報の調査・研究及び調査・研究の受託
62. 事業及びシステムの調査、企画、設計、開発、販売
63. 各種委託取次業、斡旋業、仲介業、受託業、請負業、コンサルタント業並びにリース業
64. 空気環境調和設備、汚水処理施設、その他建物及び関連設備の維持管理業務、建築物の清掃及び除雪作業
65. 産業廃棄物・一般廃棄物の再生処理業及び運搬処理業
66. 事務所・店舗・倉庫・工場・寮・住宅等の建物及びその附属設備に対する警備の請負
67. 商品・有価証券・貨幣等の輸送警備の請負
68. 人の来集を目的とする場所における、人及び商品に対する保安警備並びに駐車場管理等の請負
69. 個人及び企業の信用調査の請負
70. 駐車場管理機器、警備用機械器具、防犯、防火、防災及び安全に関する設備、機器、システム等の開発、製造、販売並びに運営に関する業務及びリース業
71. 一般及び特定労働者派遣事業
72. タレントの斡旋、養成及びマネジメント並びにプロモート業務
73. 介護業務、家事代行サービス業
74. 介護保険法に定める福祉用具貸与事業及び介護保険法に定める介護予防福祉用具貸与事業
75. 介護保険法に定める特定福祉用具販売事業及び介護保険法に定める特定介護予防福祉用具販売事業
76. 電子マネー及びその電子的価値情報の発行、販売及び管理
77. 銀行代理店業、外国為替取引業及び両替業
78. 発電事業及びその管理・運営並びに電気の売買に関する事業
79. 電気自動車への充電サービス
80. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

② 当社は、前項各号の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を愛知県稲沢市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、60,000 万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

- 第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。
- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
  - ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

- 第 11 条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続き及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

- 第 12 条 当社の定時株主総会は毎年 5 月末日までに、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 2 月末日とする。

(招集権者及び議長)

- 第 14 条 株主総会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより、他の取締役が当たる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

- 第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決 議)

- 第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は株主総会毎にあらかじめ代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の定員)

第 18 条 当会社の取締役は、15 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。但し、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役等)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長及び取締役相談役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前に各取締役及び各監査役に対し発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 23 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。



(社外取締役との責任限定契約)

第 25 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、720 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(取締役会規則)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の定員)

第 27 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 28 条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役の予選の効力)

第 29 条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2 年後の定時株主総会開始の時までとする。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の招集通知は、会日の 5 日前に各監査役に対し発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役の報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第 34 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、480 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(監査役会規則)

第 35 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とする。

(自己の株式の取得)

第 37 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。

(中間配当)

第 39 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 8 月末日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年以内に受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

<制 定> 昭和 25 年 2 月 27 日

<改 正>	昭和25年 4月15日	昭和25年 7月12日
	昭和27年 8月31日	昭和30年 4月28日
	昭和30年 8月11日	昭和30年 8月20日
	昭和31年 2月15日	昭和35年 7月16日
	昭和37年 6月15日	昭和38年 8月21日
	昭和40年 1月30日	昭和41年 9月 1日
	昭和43年 5月11日	昭和43年 8月28日
	昭和45年12月20日	昭和46年 2月21日
	昭和46年 4月16日	昭和46年 6月19日
	昭和48年 3月 9日	昭和49年11月26日
	昭和50年 4月18日	昭和51年 5月18日
	昭和51年 6月28日	昭和51年 8月21日
	昭和54年 5月18日	昭和57年 5月17日
	昭和58年 5月18日	昭和59年 5月17日
	昭和60年 5月17日	昭和61年 5月16日
	昭和63年 5月17日	平成 3年 5月14日
	平成 6年 5月17日	平成 7年 5月16日
	平成12年 5月18日	平成14年 5月17日
	平成15年 5月15日	平成16年 5月18日
	平成17年 5月17日	平成18年 5月16日
	平成19年 5月17日	平成20年 5月15日
	平成21年 4月 9日	平成21年 5月19日
	平成21年 5月21日	平成22年 5月18日
	平成24年 5月17日	平成25年 5月16日
	平成26年 5月22日 (現行定款)	